

第20期

定時株主総会 招集ご通知

2024年2月1日から2025年1月31日まで

開催情報

日時

2025年4月24日（木）
午前10時

場所

東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
ホテル雅叙園東京「舞扇」

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件

第2号議案 第3回新株予約権行使期限延長の件
株主総会にご出席いただけない場合



郵送またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使期限
2025年4月23日（水）
午後5時30分まで

パソコン・
スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。



<https://s.srdb.jp/6619/>

詳細はP3をご覧ください ▶

ダブル・スコープ株式会社

証券コード 6619

株 主 各 位

東京都品川区東五反田一丁目22番6号

ダブル・スコープ株式会社

代表取締役社長 崔 元 根

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第20期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト <https://w-scope.co.jp/ir/library/shareholder.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

・東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

・「ネットで招集」 <https://s.srdb.jp/6619/>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、**2025年4月23日**（水曜日）営業時間終了時（午後5時30分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年4月24日（木曜日）午前10時00分	
2. 場 所	東京都目黒区下目黒1丁目8番1号 ホテル雅叙園東京「舞扇」	
3. 目的事項	報告事項	1. 第20期（2024年2月1日から2025年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第20期（2024年2月1日から2025年1月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)4名選任の件 第2号議案 第3回新株予約権行使期限延長の件
4. 招集にあたっての決定事項	3ページの【議決権の行使方法につきまして】をご参照ください。	

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本冊子をご持参くださいようお願いいたします。
- 総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・会社の株式に関する事項
 - ・新株予約権等に関する事項
 - ・会計監査人の状況
 - ・会社の体制及び方針
 - ・株式会社の支配に関する基本方針
 - ・剰余金の配当等の決定に関する方針
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
 - ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
 - ・会計監査人の監査報告書
 - ・監査等委員会の監査報告書

議決権の行使方法につきまして

株主総会の議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類（4ページ～10ページ）の内容をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

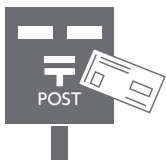
株主総会当日ご出席頂く場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を有する株主以外の方は会場にご入場頂けませんので、ご注意ください。また資源節約のため、本招集ご通知をご持参頂きますよう、お願い申し上げます。

書面により議決権を行使頂く場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年4月23日（水曜日）午後5時30分まで

インターネットにより議決権を行使頂く場合



パソコンまたはスマートフォンから当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスして頂き、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年4月23日（水曜日）午後5時30分まで

(1) 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。

(2) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回数をわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使書において議案の賛否の表示がない場合の取り扱い

議決権行使書において議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

なお、2025年4月7日（月曜日）午前0:00より午前5:00までは、システムメンテナンスのため「スマート行使」ウェブサイトおよび「議決権行使ウェブサイト」がご利用いただけませんのであらかじめご了承ください。

議案および参考事項

第1号議案

取締役(監査等委員であるものを除く)4名選任の件

現任取締役(監査等委員であるものを除く)全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役(監査等委員であるものを除く)4名の選任をお願い致したいと存じます。

取締役(監査等委員であるものを除く)の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		地位	氏名(生年月日)	出席回数/取締役会
1	再任	代表取締役	<small>チェ</small> 崔 <small>フオン</small> 元 <small>グン</small> 根 (1963年5月30日)	100%(15回/15回)
2	再任	取締役	<small>おお</small> 大 <small>うち</small> 内 <small>ひで</small> 秀 <small>お</small> 雄 (1961年7月10日)	100%(15回/15回)
3	再任	取締役	<small>ジョン</small> 全 <small>ヨン</small> 永 <small>オク</small> 鉦 (1954年5月21日)	93%(14回/15回)
4	再任	社外 取締役	<small>イ</small> 李 <small>ジョン</small> 俊 <small>ボン</small> 範 (1972年3月21日)	100%(15回/15回)

候補者
番号

1

チエ
崔

ウオン グン
元根

(1963年5月30日生)

再任

■ 当事業年度の取締役会出席状況 : 100% (15回/15回)

■ 所有する当社株式の数 : 4,911,339株

■ 略歴、地位、担当

1990年6月 サムスン電子(株)入社

2000年5月 韓国ワイド(株)取締役副社長就任

2005年10月 当社代表取締役社長就任(現任)

W-ABLE CO.,LTD.(現 W-SCOPE KOREA CO., LTD.) 代表理事就任

2011年1月 W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED 取締役社長就任

2016年10月 W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD. 代表理事就任(現任)

2022年5月 W-SCOPE HUNGARY PLANT LTD. 取締役就任(現任)

■ 重要な兼職の状況

W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD. 代表理事

W-SCOPE HUNGARY PLANT LTD. 取締役

■ 取締役候補者とした理由

当社の創業者であり、設立時から代表取締役としてグループ全体の経営の指揮を執ってまいりました。現在の事業環境を踏まえ、当社グループの経営戦略の立案・遂行で指揮を執り、業績を回復し、さらなる成長を実現するためには、グループ全体に対する強力なリーダーシップやアントレプレナーシップが必要不可欠であると判断し、創業者である同氏を取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

おおうち

大内

ひでお

秀雄

(1961年7月10日生)

再任

■ 当事業年度の取締役会出席状況 : 100% (15回/15回)

■ 所有する当社株式の数 : 7,089株

■ 略歴、地位、担当

1985年4月 住商機電貿易(株)入社
2002年6月 (株)スミトロニクス 転籍
2005年4月 PMCテクニカ(株)入社
2006年3月 当社入社、営業本部長
2008年3月 当社取締役就任(現任)
2017年3月 当社戦略企画本部長

■ 取締役候補者とした理由

当社の創業メンバーであり、事業に対する豊富な経験と知見を持ち、国内および海外の事業基盤を構築してまいりました。また、当社の経営に関して、様々な意思決定を行い、グループの成長に多大な貢献を行ってまいりました。同氏は海外での事業経験も豊富であるため、これまでの経験を踏まえて今後も代表取締役を補佐し、事業のグローバル展開に貢献していく人材であると判断したため、取締役候補者としたしました。

候補者
番号

3

ジョン

全

ヨン オク

永 鈺

(1954年5月21日生)

再任

■ 当事業年度の取締役会出席状況 : 93% (14回/15回)

■ 所有する当社株式の数 : 10,000株

■ 略歴、地位、担当

- 1979年1月 サムスングループ 入社
サムスンSDI(株) 勤務
- 1991年9月 サムスン(株)秘書室経営管理チーム 勤務
- 1994年7月 サムスンSDI(株)マレーシア法人 勤務
- 1999年1月 同社 常務理事就任
- 2001年7月 サムスンSDI(株) 勤務
- 2002年3月 韓国 泰光実業(株) 企画調整室総括専務理事就任
- 2011年3月 W-SCOPE KOREA CO.,LTD. 監査役就任
- 2022年3月 当社取締役就任 (現任)
W-SCOPE KOREA CO., LTD. 代表理事就任 (現任)

■ 重要な兼職の状況

W-SCOPE KOREA CO., LTD. 代表理事

■ 取締役候補者とした理由

韓国で大手電機メーカーに長年勤務され、海外経験も豊富で英語も堪能であり、経営者としての経験も備えています。2011年3月からは当社子会社のW-SCOPE KOREA CO., LTD.で監査役として、2022年3月からは代表理事として当社グループの成長に携わってまいりました。特に新規事業のグローバル展開において、これまでの経験や知見が当社に必要であると判断したため、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

イ
李

ジュン ボン
俊 範

(1972年3月21日生)

再任

社外

■ 当事業年度の取締役会出席状況 : 100% (15回/15回)

■ 所有する当社株式の数 : 8,216株

■ 社外取締役在任期間 : 3年

■ 略歴、地位、担当

1995年1月 センチュリー監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入所
1998年6月 公認会計士登録
2002年4月 (株) パートナーズ・コンサルティング 入社
李俊範公認会計士事務所開設 (現任)
2004年9月 (株) J・Kコンサルティング 設立 (現任)
2005年9月 税理士登録
2007年11月 当社監査役 (社外) 就任
2022年3月 当社社外取締役就任 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社J.K.コンサルティング 代表取締役
李俊範公認会計士事務所 公認会計士・税理士

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

韓国語が堪能であるとともに公認会計士の資格を有し、会社の成長に携わって来られました。また、これまで財務・会計の側面において専門的で高度な見地から取締役の業務執行を監督し、取締役会等で中立的で的確な意見を述べられています。今後も引き続き、コーポレートガバナンスの強化に寄与していただくことが、当社の健全な成長に必要であると判断したため、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2025年2月28日現在のものです。
3. 取締役候補者(候補者番号4) 李俊範氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
4. 現在、当社と李俊範氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額としています。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる賠償責任額、和解金、弁護士費用等を当該保険契約により補填することとしています。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<ご参考>

第1号議案のとおり取締役を選任いただいた場合の取締役に期待する主な専門性・知見を示したものです。

役職等	氏名	委員会	独立性	企業経営	法務・コンプライアンス	財務・会計	環境・社会	内部統制	国際性
代表取締役	崔 元根			●	●	●	●		●
取締役	大内 秀雄			●		●	●		●
取締役	全 永鈺			●	●		●		●
社外取締役 (公認会計士)	李 俊範		●			●		●	●
社外取締役 (公認会計士)	須山 敦子	監査	●			●		●	●
社外取締役 (公認会計士)	龍田 有理	監査	●			●		●	
社外取締役 (弁護士)	増田 庸司	監査	●		●			●	

第2号議案

第3回新株予約権行使期限延長の件

2012年3月12日開催の当社株主総会及び2012年12月13日開催の当社取締役会で決議され、ストックオプションとして発行した第3回新株予約権（以下、「本新株予約権」）について、権利行使期間を延長することのご承認をお願いするものであります。

1. 延長理由

新株予約権は、当社業績の向上に対する意欲や責任等の維持を促すために発行していますが、2025年2月末日時点でその多くが未行使の状態にあります。一方で、新規案件の取引開始などの重要事項の検討が続く見込みであり、また、インサイダー取引を防止する観点からも内部者による株式売却を当面留保するため及び現状での権利行使による株式希薄化を避けるため、第9回新株予約権を除く全ての新株予約権の行使期限を2030年4月30日に変更する一環として、株式上場後に発行した本新株予約権についても行使期限延長のご承認をお願いするものです。

2. 本新株予約権の行使期間の延長内容

	変更前	変更後
新株予約権の行使期間	2015年1月8日～2025年4月30日	2015年1月8日～2030年4月30日

3. 現在の新株予約権の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
関係会社取締役	225個	普通株式 45,000株	2名
関係会社従業員	275個	普通株式 55,000株	5名
その他(当社退職者)	350個	普通株式 70,000株	2名

以上

事業報告

自 2024年 2月 1日
至 2025年 1月31日

●企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、米国大統領選挙や中東情勢に加え、各地での自然災害の発生などによる不確実性の高まりから勢いに欠ける状況となりました。

このような状況において、当社グループの主力事業であるリチウムイオン二次電池セパレータ事業では、欧州でのEV購入者に対する補助金政策の打ち切りにより、当下半期より欧州を中心としたEV市場の成長鈍化を受け、受注が大きく落ち込み厳しい状況となりました。また、当中間連結会計期間まで連結子会社であったW-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD. (以下、WCP)が連結を外れて持分法適用会社になったため、当第3四半期からWCPの売上高を加算できないことが影響し、車載向け売上高が22,338百万円となり前年同期比25.0%の減少となりました。また、民生向けにおいてもWCPの連結除外の影響もあったことから、その売上高は7,373百万円（イオン交換膜売上を除く）となり前年同期比53.4%減少となりました。

WSKの新規事業であるイオン交換膜事業については、初回受注分に関して2024年末までにアルゼンチン向け出荷が完了し、当連結会計年度で1,335百万円を売上計上しています。

その結果、当連結会計年度は売上高が31,047百万円となり、前年同期比16,996百万円（同35.4%減）の減収となりました。

営業利益に関しては、上記のとおり販売数量の減少及びWCPの連結除外等の影響により収益が16,996百万円減少し、それに伴って原材料費3,726百万円減少、水道光熱費2,576百万円減少となり、減価償却費も2,504百万円、人件費も2,380百万円とそれぞれ減少となりました。これは、電池需要が減少したことによりセパレータの出荷量が減少したことで生産量を抑えたことや、WCPの連結除外等により変動費・固定費が減少したためです。これらにより、販売費及び一般管理費を含めた売上原価等の費用が前年同期比12,122百万円減少しました。これらの結果から、当連結会計年度の営業利益は前年同期比で4,873百万円減少し、1,008百万円（前年同期は営業利益3,865百万円）の営業損失となりました。

製造の状況に関しては、W-SCOPE KOREA CO., LTD. (以下、WSK)で顧客需要の減少に応じてセパレータの製造ラインの稼働を当下半期から段階的に停止しています。また、生産性向上のために改造した既存成膜ラインからの製品については、需要回復を見据えて複数顧客向けに量産サンプルの評価が行われており、大型ラインへの展開も進めています。なお、イオン交換膜については受注量の増加を見込み自動化を進めており、受注増加に備えた量産性の改善に取り組んでおります。

営業外収益は米ドル建て債権債務で為替差益1,014百万円、受取利息92百万円などを計上しており、営業外費用としては、支払利息367百万円のほか、当第3四半期よりWCPが持分法適用会社となったことから、持分法による投資損失3,007百万円などを計上しております。結果として、税金等調整前当期純損失3,239百万円（前年同期は税金等調整前当期純利益4,600百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は3,713百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益939百万円）となりました。

当連結会計年度の平均為替レートにつきましては1米ドルが151.49円、1,000韓国ウォンが111.1円となりました。

なお、当社の前連結会計年度は決算期変更の経過期間にあたり、2023年1月1日から2024年1月31日までの13か月間となっております。当連結会計年度は12か月であるため比較対象期間が異なりますが、参考数値として増減額及び増減率を記載しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の主なものは、生産能力増強を目的とした子会社生産ラインの増設のための生産設備等の取得28,157百万円であります。

W-SCOPE KOREA CO., LTD.で行っていた既存成膜ラインの生産性向上のための改修工事は完了し、複数の顧客に対して量産サンプルを提出し、評価を継続している状況です。

(3) 資金調達の状況

当社連結子会社であるW-SCOPE KOREA CO., LTD.は、主に運転資金として19,200百万ウォンを韓国金融機関から調達いたしました。なお、当社の借入金はありません。

(4) 対処すべき課題

① 事業上の対処すべき課題

当社グループでは、成長に向けて以下の点を重要課題として取り組んでまいります。

a. 新規顧客の拡大

当社グループは、大手顧客を中心に販売活動を行ってまいりました。これまで、限られた大手顧客からの受注が大きかったため、設備投資を積極的に行い、生産能力を振り向けざるを得ない状況が続いてきました。しかし、これまでの事業環境が大きく変化しています。そのため、この環境変化に対応すべく、顧客やアプリケーションの多様化に向けて営業活動を強化してまいります。

b. ビジネスリスクの分散

当社グループは、リチウムイオン二次電池用セパレータを主要事業として取り組んでまいりました。現在生じている電池業界の環境変化に直面し、新たな分野に進出し複数の事業に取り組むことで、ビジネスリスクの分散を進めております。そのため、これまで培ったメンブレン技術を利用して、イオン交換膜事業等の新たな事業分野に積極的な事業展開を行ってまいります。

c. 資金調達

当社グループが取り組んでいる事業分野は設備産業であり、多額の資金が必要なビジネスです。そのため積極的に設備投資を行ってまいりました。また、今後もメンブレン技術を利用して新たな事業分野で積極的に事業を進めてまいります。そのために、製造設備投資、研究開発投資及び運転資金の増大に対応した資金調達は、事業を成長、継続していく上で重要な課題であると認識しており、今後も財務基盤の充実強化に取り組んでまいります。

d. 生産性の向上

リチウムイオン二次電池用セパレータ事業は、電池需要の低迷により販売価格が低下傾向にあります。そのため、当社グループでは生産性向上に向けた既存の生産設備の改良に取り組んでまいりました。今後、この改良設備をすべての設備に導入し、販売価格の低下に対応してまいります。また、イオン交換膜事業においても生産設備を導入し、イオン交換膜設備の製造原価の低減を進めて競争力を確保してまいります。

e. 持続可能な成長に向けた取り組み

世界各国のSDGsへの取り組みは、環境保全と社会貢献を経営理念としている当社にとって重要な課題です。そのため、様々な事業分野で当社のメンブレン技術が環境にやさしく、社会に貢献していく製品を追及していくことと合わせて、ESG経営への取り組みを促進していくことが、持続可能な成長に必要なことであると認識しています。今後、ESG委員会を通じて、グループ内でESGに関する啓蒙活動、グループ間での情報共有及び情報発信などを進めていくこととしています。

② 財務上の対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度に営業活動によるキャッシュ・フローのプラスを計上しましたが、当社では継続して営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、債務の支払いに懸念が生じているため、連結子会社を含めた資金繰りを考慮する必要があります。これらの状況から、当連結会計年度末において継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していますが、当社の資金面においては、当連結会計年度末の手元資金の確保状況をもとに、当社の年度事業計画に基づく今後の収支推移見込み及び連結子会社を含めた資金繰りを踏まえ、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

なお、当社は、新規顧客とのハイエンド車載用電池向けや新規事業の取引開始に向けて準備を進めております。連結子会社であるW-SCOPE KOREA CO., LTD.(以下、WSK)は、前連結会計年度に引き続き当連結会計年度においても営業損失を計上しておりますが、イオン交換膜事業における顧客との新規契約及び既存交換需要を見込んでおります。

セパレータ事業においても主要顧客であるSDI社との現状の協議においては2025年下期からは需要の回復を見込んでおり、2026年上期には欧州車載用途セパレータ需要も回復し、セパレータ製造ラインはフル稼働の状況に回復する見通しです。

グループ全体の資金面においては、当社の債務の支払資金を確保するために、WSKの事業進捗や金融機関等からの借入に伴うWSKの資金を利用しながら当社の運転資金を賄うほか、当社への貸付も計画しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	2021年度 第17期	2022年度 第18期	2023年度 第19期	2024年度 (当連結会計年度) 第20期
売 上 高 (百万円)	29,966	45,100	48,043	31,047
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△3,411	8,294	4,600	△3,239
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△2,943	4,413	939	△3,713
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 是 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△56.67	80.43	17.07	△67.60
総 資 産 (百万円)	83,366	139,526	171,000	60,079
純 資 産 (百万円)	50,433	113,264	123,797	49,674
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	561.43	911.67	974.41	902.47

(注) 第19期につきましては、事業年度の変更に伴い、2023年1月1日から2024年1月31日までの13ヵ月間となっております。

(6) 主要な事業内容 (2025年1月31日現在)

当社グループはリチウムイオン二次電池用セパレータの製造・販売を主たる事業としておりません。

(7) 主要な営業所及び工場 (2025年1月31日現在)

会社名	区分	場所
ダブル・スコープ株式会社	本社	東京都品川区東五反田一丁目22番6号
W-SCOPE KOREA CO.,LTD.	子会社	大韓民国忠清北道清州市
W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED	子会社	中華人民共和国香港特别行政区尖沙咀

(8) 従業員の状況（2025年1月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
314名	△1,194名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8名	—	44歳 5ヶ月	7年 6ヶ月

(9) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
W-SCOPE KOREA CO., LTD.	5,300 百万ウォン	100%	リチウムイオン二次電池用セパレータの開発、製造及び販売
W-SCOPE HONGKONG CO., LIMITED	100,000 香港ドル	100(100)%	リチウムイオン二次電池用セパレータの販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記2社であります。
 2. 「当社の出資比率」欄の（ ）内は、間接所有する出資の比率を内数で記載しております。
 3. 当連結会計年度より、W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.を連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社としております。連結注記表の「連結の範囲の変更」に記載の事項をご参照ください。

(10) 主要な借入先の状況（2025年1月31日現在）

借入先	借入残高
産業銀行（韓国）	50,200百万ウォン
新韓銀行（韓国）	19,044百万ウォン
ウリィ銀行（韓国）	8,600百万ウォン

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

●会社の株式に関する事項 (2025年1月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 55,225,600株
- (3) 株主数 32,386名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数(株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,351,800	9.74%
崔元根(CHOI WON-KUN) (弁護士法人R&G横浜法律事務所)	4,862,000	8.85%
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SHINHAN INVESTMENT (シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1,505,100	2.74%
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE CLIENTS NON-TREATY ACCOUNT (香港上海銀行東京支店)	1,140,000	2.08%
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG (シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	791,300	1.44%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	741,500	1.35%
BNYM SA/NV FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (株式会社三菱UFJ銀行)	728,440	1.33%
PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT (シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	697,200	1.27%
JP MORGAN SECURITIES PLC (JPモルガン証券株式会社)	584,827	1.06%
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (株式会社みずほ銀行決済営業部)	483,261	0.88%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(注) 株主名欄のカッコ内は常任代理人名を記載しています。

●新株予約権等に関する事項（2025年1月31日現在）

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

① 第1回新株予約権（a）（2010年3月5日付与）

- ・新株予約権の数
188個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 188,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1株あたり 325円
- ・新株予約権の行使期間
2012年2月27日から2025年4月30日まで

② 第1回新株予約権（b）（2010年3月5日付与）

- ・新株予約権の数
2個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 2,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1株あたり 325円
- ・新株予約権の行使期間
2010年3月6日から2025年4月30日まで

- ③ 第1回新株予約権 (c) (2010年3月5日付与)
- ・新株予約権の数
170個 (新株予約権1個につき1,000株)
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 170,000株
 - ・新株予約権の発行価額
無償
 - ・新株予約権の行使価額
1株あたり 325円
 - ・新株予約権の行使期間
2010年3月6日から2025年4月30日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
 - (i) 新株予約権者が、下記 (イ) (ロ) のいずれの地位にも該当しなくなった場合、新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合はこの限りではない。(イ) 当社及び当社子会社 (将来の子会社を含むものとする。) の役員 (取締役、監査役を含む。) または従業員たる地位。(ロ) 当社の取締役会において社外協力者 (取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者) として認定された地位。
 - (ii) 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。
 - ・その他取得の条件
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約書が締結された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、存続会社または完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する時を除き、新株予約権は無償で取得することができる。
 - (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得することができる。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	個 数	保 有 者 数
取締役（監査等委員を除く）	第1回新株予約権（a）	138個	2名
取締役（監査等委員）	第1回新株予約権（a）	—	—
取締役（監査等委員を除く）	第1回新株予約権（b）	2個	1名
取締役（監査等委員）	第1回新株予約権（b）	—	—
取締役（監査等委員を除く）	第1回新株予約権（c）	—	—
取締役（監査等委員）	第1回新株予約権（c）	—	—

④ 第2回新株予約権（2011年5月6日付与）

- ・新株予約権の数
24個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 24,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1株あたり 400円
- ・新株予約権の行使期間
2013年5月7日から2025年4月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - (i) 新株予約権者が、当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む。）または従業員たる地位に該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合はその限りではない。
 - (ii) 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

・その他取得の条件

- (i) 当社が消滅会社となる合併契約書が締結された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、存続会社または完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する時を除き、新株予約権は無償で取得することができる。
- (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得することができる。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	個 数	保 有 者 数
取締役（監査等委員を除く）	第2回新株予約権	10個	1名
取締役（監査等委員）	第2回新株予約権	—	—

⑤ 第3回新株予約権（2013年1月7日付与）

- ・新株予約権の数
850個（新株予約権1個につき200株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 170,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1株あたり240円
- ・新株予約権の行使期間
2015年1月8日から2025年4月30日まで

- ・新株予約権の行使の条件
 - (i) 新株予約権者が、当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む。）または従業員たる地位に該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合はその限りではない。
 - (ii) 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。
- ・その他取得の条件
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約書が締結された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、存続会社または完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する時を除き、新株予約権は無償で取得することができる。
 - (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得することができる。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	個 数	保 有 者 数
取締役（監査等委員を除く）	第3回新株予約権	—	—
取締役（監査等委員）	第3回新株予約権	—	—

- ⑥ 第9回新株予約権（2022年5月31日付与）
- ・新株予約権の数
30,000個（新株予約権1個につき100株）
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 3,000,000株
 - ・新株予約権の発行価額
1個当たり2,400円
 - ・新株予約権の行使価額

1株あたり1,125円

・新株予約権の行使期間

2022年6月1日から2032年5月31日まで

・新株予約権の行使の条件

- (i) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (ii) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (iii) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (iv) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

・その他取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	個 数	保 有 者 数
取締役（監査等委員を除く）	第9回新株予約権	30,000個	1名
取締役（監査等委員）	第9回新株予約権	—	—

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

●会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年1月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	崔 元 根	W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD. 代表理事 W-SCOPE HUNGARY PLANT LTD. 取締役
取 締 役	大 内 秀 雄	—
取 締 役	全 永 鈺	W-SCOPE KOREA CO., LTD. 代表理事
取 締 役	李 俊 範 (注) 1,2,4	株式会社J.K.コンサルティング 代表取締役 李俊範公認会計士事務所 公認会計士・税理士
取 締 役 員 監 査 等 委 員	須 山 敦 子 (注) 1,2,4	—
取 締 役 員 監 査 等 委 員	龍 田 有 理 (注) 1,2,4	龍田税務会計事務所 公認会計士・税理士 (株)punctum 代表取締役 (株)ディ・アイ・システム 取締役(監査等委員)
取 締 役 員 監 査 等 委 員	増 田 庸 司 (注) 1,3,4	東京エクスセル法律事務所 学校法人東京理科大学 監事 東京理科大学イノベーション・キャピタル株式会社 監査役 一建設株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役李俊範氏、須山敦子氏、龍田有理氏及び増田庸司氏は、社外取締役であります。
2. 取締役李俊範氏、須山敦子氏及び龍田有理氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役増田庸司氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役李俊範氏、須山敦子氏、龍田有理氏及び増田庸司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
5. 当社は監査等委員会が決定した監査計画に基づき、内部監査担当者が実査を行い、その結果を監査等委員会に報告する体制としております。また、監査等委員は重要な会議に出席して状況を把握して、必要に応じて監査等委員が内部監査担当者を指揮し、実査を行っておりますので、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 当社と役員の兼職先との間には特別な利害関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める社外役員に対する損害賠償責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結しています。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としています。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員報酬額は役位、在職期間における実績、社内バランス、会社の業績等を総合的に勘案し、合理的に決定しております。なお、当社では取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役の個人別報酬等は、当社全体の業績を俯瞰している代表取締役社長が各取締役の担当業務の評価を行い、取締役会が決定した方針に従って決定されていることから、取締役会としても、当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当該決定方針の対象者は、監査等委員を除く取締役4名です。

監査等委員を除く取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりとしています。

a. 基本方針

- 1) 当社の取締役の報酬は、優秀な人材の確保と維持、業績向上のインセンティブの観点から、それぞれの職責に見合った報酬の体系、水準としております。
- 2) 報酬の体系、水準については、経営機能の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を検証しております。
- 3) 社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給するものとしております。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と業績連動報酬で構成し、役職、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標である営業利益の達成度に応じ、月例の固定報酬に加算し支給するものとしています。非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上を目的としてストックオプションを採用しており、中長期計画の達成度、当社グループの経営状況等を勘案し支給するものとしております。

- d. 基本報酬の額、業績連動報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、役位別に決定しております。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長 崔元根がその具体的内容の決定について委任を受けるものとしています。その権限の内容は、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内において各取締役の基本報酬額を決定するものとしており、当該権限を委任した理由は、業務全般を把握している代表取締役社長に委任することが合理的と考えられるからであります。

また、監査等委員である取締役は、2022年3月30日開催の監査等委員会において、監査等委員は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、監査等委員を除く取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査等委員の協議をもって報酬等の額を定めることとしております。当該決定方針の対象者は、監査等委員である取締役3名です。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支給人数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 (1名)	38百万円 (3百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (4名)	15百万円 (15百万円)
合 計 （うち社外役員）	7名 (5名)	54百万円 (19百万円)

- (注) 1. 2022年3月30日開催の第17期定時株主総会において、監査等委員であるものを除く取締役の報酬限度額は年額200百万円以内（うち社外取締役分の年額50百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額100百万円以内（うち社外取締役分の年額75百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役4名）です。
2. 監査等委員であるものを除く取締役1名は、当社から報酬として業績連動報酬等及び非金銭報酬等を支給しておりません。
3. 2024年4月25日開催の第19期定時株主総会において、監査等委員1名が退任し、新任の監査等委員が1名選任されています。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で

締結し、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用、弁護士報酬等の訴訟費用を当該保険契約により補填することとしています。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等であります。また、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該保険契約に免責金額を設け、一定額に至らない損害については補填の対象としないこととしているなど、一定の免責事由を設けております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員の重要な兼職先との関係
社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
 - ・ 取締役李俊範氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち15回出席し、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
 - ・ 取締役（監査等委員）須山敦子氏は、2024年4月に開催された第19期定時株主総会で取締役（監査等委員）に就任し、当事業年度開催の取締役会15回のうち10回及び監査等委員会14回のうち10回に出席し、監査等委員として業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
 - ・ 取締役（監査等委員）龍田有理氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち15回及び監査等委員会14回のうち14回に出席し、監査等委員として業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
 - ・ 取締役（監査等委員）増田庸司氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち15回及び監査等委員会14回のうち14回に出席し、監査等委員として業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

備考

この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

●会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	57百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積もりの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する方針です。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案する議案を決定する方針です。

●会社の体制及び方針

・当社は、業務の適正性を確保するための体制について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 企業集団が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であり、企業集団の役職員が法令及び定款を遵守し、高い倫理観に基づいて行動をとるために経営理念及びコンプライアンス規程を定める。代表取締役社長は繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
 - ② コンプライアンス担当役員は、コンプライアンスに関する統括責任者として企業集団のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - ③ コンプライアンス上の問題が発生した場合には、重大性に応じて、代表取締役または取締役会が再発防止策を決定し、その内容を企業集団に周知徹底する。
 - ④ 役職員は他の役職員の法令違反行為を知ったときは、速やかに管理部門に報告しなければならない。
 - ⑤ 役職員の法令・定款違反行為については、コンプライアンス規程に基づき処分を決定する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の諸規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存し、適切かつ確実に管理する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 企業集団のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築・運用を行う。
 - ② 管理部門において企業集団のリスクを網羅的・総括的に管理し、内部監査責任者は各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定める。
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ② 取締役会は、取締役会規則、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築する。
 - ③ 内部監査責任者は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。内部監査責任者及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は「関係会社管理規程」を定め、関係会社において重要な事象が発生した場合には、当社への報告を義務づけている。また、毎月の当社取締役会において、関係会社の業務報告が行われている。
 - ② 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業内容、その他会社の特徴を踏まえ、内部統制システムを整備する。
 - ③ 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。
 - ④ 取締役は当社及び関係会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査等委員会は当社及び関係会社の業務執行状況を監査する。
- (6) 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会は、管理部門の従業員に監査業務に必要な補助を求めることができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な補助を求められた従業員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会より監査業務に必要な補助を求められた従業員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査等委員会に相談し意見を求め、同意を得るものとする。

- (8) 監査等委員会のその補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
その補助すべき使用人の人事異動や懲戒処分については、あらかじめ監査等委員会の同意を得る。
- (9) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
取締役は、監査等委員である取締役が出席する取締役会等の重要な会議において、職務執行の状況等について定期的に報告を行う。また、取締役または使用人は監査等委員会に対して法定の事項に加えて、企業集団に重大な影響を及ぼす事項の発生または発生するおそれが認められた場合には、速やかに監査等委員会に報告するものとする。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
役職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
監査等委員会は、取締役会議事録等の業務執行にかかわる記録及び、稟議書等すべての重要な決裁書類を常に確認できることとする。
また、監査法人及び内部監査担当者との間で情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保する。
- (11) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、企業集団の監査等委員会または監査役への報告を行った企業集団の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を企業集団の役職員に周知徹底する。
- (12) 監査等委員である取締役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (13) 反社会的勢力排除に向けた体制
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、組織全体として毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない体制を整備する。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催状況について

当期の主な開催状況は、取締役会が15回開催され、取締役の職務執行の適正性を確保しました。また、監査等委員会は14回、経営会議は12回開催しました。

(2) 監査等委員である取締役の職務の執行について

監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づいて監査を行うとともに、当社の代表取締役、取締役、幹部社員及び当社子会社の取締役と面談を行っています。また、監査等委員会は代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換を実施しました。

(3) 主な教育・研修の実施状況について

当社はコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、行動規範に基づきインサイダー取引防止や情報セキュリティの教育・啓蒙活動を行いました。

(4) 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、全社統制、業務プロセスの監査を実施するとともに、子会社に対しても同様に内部監査を実施しました。

(5) 反社会的勢力排除について

当期も継続して、契約書への反社会的勢力排除条項の記載とともに、従業員に対する倫理・行動規範の教育を行うことで、反社会的勢力排除についての意識醸成に努めました。

●株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

●剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の持続的な成長に必要な内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に勘案し、安定的な利益配当を行うことを基本方針としております。

当期の配当に関しましては、連結利益剰余金がマイナスになっていることから無配といたしました。次期の配当に関しましては、連結利益剰余金の状況や次期以降の設備投資計画等を総合的に勘案し、配当を再開する予定です。

備考

この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年1月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	前期 (ご参考)
資産の部		
流動資産	6,761	36,264
現金及び預金	262	12,014
売掛金（純額）	3,605	10,567
商品及び製品	1,805	10,621
原材料及び貯蔵品	345	1,139
その他	743	1,922
固定資産	53,317	134,735
有形固定資産	13,254	129,829
土地	—	1,505
建物及び構築物	7,772	19,196
機械装置及び運搬具	23,214	69,282
建設仮勘定	4,133	77,132
その他	891	2,214
減価償却累計額	△22,756	△39,502
無形固定資産	53	157
その他	53	157
投資その他の資産	40,009	4,748
投資有価証券	38,334	1,307
長期貸付金	300	—
繰延税金資産	1,347	3,357
その他	27	83
資産合計	60,079	171,000

科目	当期	前期 (ご参考)
負債の部		
流動負債	8,492	33,232
支払手形及び買掛金	153	1,929
短期借入金	7,506	15,452
1年内返済予定の 長期借入金	—	7,551
未払金	513	7,175
未払法人税等	25	553
製品保証引当金	0	11
その他	293	557
固定負債	1,912	13,969
長期借入金	807	11,858
退職給付に係る負債	210	403
資産除去債務	741	1,451
その他	152	256
負債合計	10,404	47,202
純資産の部		
株主資本	42,526	46,854
資本金	15,360	15,360
資本剰余金	43,197	43,197
利益剰余金	△15,693	△11,365
自己株式	△338	△338
その他の包括利益累計額	7,041	6,665
為替換算調整勘定	7,041	6,665
新株予約権	106	106
非支配株主持分	—	70,171
純資産合計	49,674	123,797
負債・純資産合計	60,079	171,000

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年2月1日から2025年1月31日まで)

(単位：百万円)

科目	当 期	前 期 (ご参考)
売上高	31,047	48,043
売上原価	29,959	41,715
売上総利益	1,087	6,328
販売費及び一般管理費	2,095	2,462
営業利益又は営業損失(△)	△1,008	3,865
営業外収益	1,231	1,254
受取利息	92	557
為替差益	1,014	217
助成金収入	36	90
その他	87	387
営業外費用	3,463	519
支払利息	367	497
持分法による投資損失	3,007	—
オプション評価損	82	—
その他	6	22
経常利益又は経常損失(△)	△3,239	4,600
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△)	△3,239	4,600
法人税、住民税及び事業税	142	676
法人税等調整額	△117	△581
当期純利益又は当期純損失(△)	△3,265	4,504
非支配株主に帰属する当期純利益	447	3,565
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△3,713	939

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年2月1日から2025年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,360	43,197	△11,365	△338	46,854
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△3,713		△3,713
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
持分法適用会社の増加に伴う利益剰余金減少高			△614		△614
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△4,327	△0	△4,327
当 期 末 残 高	15,360	43,197	△15,693	△338	42,526

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	6,665	6,665	106	70,171	123,797
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)					△3,713
自 己 株 式 の 取 得					△0
持分法適用会社の増加に伴う利益剰余金減少高					△614
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額 (純額)	375	375	—	△70,171	△69,795
当 期 変 動 額 合 計	375	375	—	△70,171	△74,123
当 期 末 残 高	7,041	7,041	106	—	49,674

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 W-SCOPE KOREA CO.,LTD.
W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED
- ・連結の範囲の変更 当連結会計年度からW-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.(以下、WCP)及びその連結子会社を連結の範囲から除外しております。これは、WCP理事会の議決権の過半数と当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者（ファンド）が所有していたWCP株式を一部売却したため、議決権の過半数を下回る状況となったことにより、連結の範囲から除外することとしたものであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用の関連会社数 2社
- ・持分法適用会社の名称 W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.
LIB Material Investment Fund 1
- ・持分法適用の範囲の変更 当連結会計年度からW-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.及び出資持分割合増加に伴いLIB Material Investment Fund 1を持分法適用の関連会社を含めております。

3. 連結子会社及び持分法適用関連会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

W-SCOPE KOREA CO.,LTD. W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED

計2社・・・・・・・・・・2024年12月31日

持分法適用関連会社の事業年度の末日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD.

LIB Material Investment Fund 1

計2社・・・・・・・・・・2024年12月31日

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

投資事業有限責任組合…………… 連結子会社W-SCOPE KOREA CO., LTD.によるグリーンESG新技術事業投資組合に対する出資持分であります。投資先がすべて非上場株式会社であることから同Fundに対する投資持分について、取得原価で評価しております。

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品・製品・原材料・…………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

③ デリバティブ

オプション負債…………… 時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

…………… 当社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。（ただし、当社は2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5年～30年
機械装置及び運搬具	5年～10年

- ② 無形固定資産 …………… 当社は、自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 在外連結子会社は、以下の耐用年数に基づく定額法を採用しております。
- | | |
|--------|-----|
| 特許権 | 10年 |
| 商標権 | 5年 |
| ソフトウェア | 5年 |

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 製品保証引当金 …………… 製品の品質保証に伴う支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の在外連結子会社は退職給付制度を採用しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
 数理計算上の差異は、発生した連結会計年度において費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社及び在外持分法適用会社の資産及び負債は、連結子会社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結子会社が採用する会計方針のうち、当社が採用する会計方針と異なるもの

在外連結子会社については、国際会計基準に基づき財務諸表を作成しております。IAS第23号「借入費用」に基づき、意図した使用または販売が可能となるまでに相当の期間を必要とする資産の取得、建設または製造に直接起因する借入費用は、その資産が実質的に意図した使用または販売を可能にする時まで、それらの資産の取得原価に加算しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する重要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

リチウムイオン二次電池用セパレータの販売に係る収益は、主に製造による海外への販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。これらの取引については、原則として、韓国及び本邦における国内販売では、製品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、本邦における国内の販売については代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、海外販売については、貿易条件に基づき製品を船積した時点で収益を認識しております。

なお、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね4ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損損失

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	13,254
うち W-SCOPE KOREA CO., LTD.に係る有形固定資産	13,243
無形固定資産	53
うち W-SCOPE KOREA CO., LTD.に係る無形固定資産	53
減損損失	—

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として、事業用資産については会社ごとにグルーピングを行っております。固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、減損テストが実施されます。減損テストに当たっては、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。なお回収可能価額は使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方として算定されます。

回収可能価額の見積りは、経営環境等の外部要因に関する情報や内部情報を考慮して見積りを行っております。

減損損失の認識及び測定は、事業計画、経営環境の悪化等によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、W-SCOPE KOREA CO., LTD.においては、IAS第36号に基づき減損の兆候の有無を判定しており、市場環境等が回復見込みであることから減損の兆候は認められませんでした。よって当連結会計年度においては減損損失の計上が必要ないものと判断しました。

2. 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	1,347
うち W-SCOPE KOREA CO., LTD.に係る繰延税金資産	1,347

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックスプランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加減算一時差異の十分性を勘案して判断しております。

課税所得の見積りは、将来計画の前提となった事業計画に基づいており、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積もりと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
商品及び製品	1,805
評価損計上額(売上原価)	1,409

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末における簿価切下前の商品及び製品在庫金額は3,545百万円であり、簿価切下額1,740百万円を控除した1,805百万円を連結貸借対照表に計上しております。なお、会計処理として洗替法を採用しており、前連結会計年度末の簿価切下額395百万円と当連結会計年度末の簿価切下額1,740百万円の差額から為替変動影響64百万円を考慮した1,409百万円を、棚卸資産評価損として連結損益計算書の売上原価に計上しております。

当社グループは、長期滞留在庫に対して、過去の販売実績及び将来の事業計画を基礎に販売可能性を検討した上で、販売が見込めないと判断した金額について簿価を切下げて評価を行っております。また、期末における正味売却価額が製造原価よりも下落している場合、当該正味売却価額まで簿価を切下げて評価を行っております。事業計画は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、事業計画を見直す必要が生じた場合には、追加で評価損を計上する可能性があります。

4. 貸倒引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
売掛金（純額）	3,605
貸倒引当金	493

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末における貸倒引当金控除前の売掛金金額は4,098百万円であり、貸倒引当金493百万円を控除した3,605百万円を連結貸借対照表に計上しております。当社グループは、保有する債権に係る損失が見込まれる場合、その損失に充当する金額を見積り、引当金を計上しております。一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。貸倒懸念債権等特定の債権の評価は、将来の不確実な経済条件の変動などによる影響を受け、債務者の財務状況等が悪化した場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する貸倒引当金の金額に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

担保に供している資産

機械装置

12,249百万円※

※機械装置に付されている担保については、借入金元本返済に関わらず担保金額が減少しないため、担保設定時の金額を記載しております。なお、担保設定額は全て外貨建になっています。

担保付債務

短期借入金

6,408百万円

長期借入金

448百万円

資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

売掛金

493百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	55,225,600	—	—	55,225,600

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	300,375	98	—	300,473

（変動事由の概要）

増加数は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 98株

3. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 3,554,000株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブは実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループは、与信管理規程等に従い、取引先の信用状況を把握するとともに、債権の現況を正確に把握し、信用リスクの低減を図っております。また、売掛金は主として外貨建の債権であり為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、在外連結子会社がキャピタル・ゲインを得るために有している外貨建の出資金、当社及び在外連結子会社が業務上の関係を有する企業の株式であり、為替及び公正価値の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、概ね2か月以内の支払期日であります。買掛金は主として外貨建債務であり為替の変動リスクに晒されております。

未払金は、概ね2か月以内に支払い予定のものであります。主として在外連結子会社の設備投資に係る外貨建債務であり為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主として在外連結子会社の運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。また、借入金は主として変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。さらに、一部借入金は外貨建債務であり為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建売上取引について、外貨建売上計上時と外貨決済（外貨入金）時の為替レートの変動による為替差損益を計上しております。原則として、外貨資金需要があるので、外貨を外貨のまま保有し外貨支払いにあてております。また、一部外貨建借入金に対して、外貨預金との両建てにより為替リスクを管理しており、当社及び連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、資金調達や返済状況を適宜把握し、グループ全体の長期の資金計画に基づき金利変動に対する管理を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、子会社からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいたため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、98.1%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 関連会社株式	38,334	14,197	△24,136
(2) 長期貸付金	300	270	△29
(3) 長期借入金	807	807	—

※1 「現金及び預金」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」は現金であること、もしくは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

※2 投資事業組合出資金は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)に基づき、時価開示の対象としてはおりません。連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業組合出資金	429

(注) 1 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	262	—	—	—	—	—
売掛金	3,605	—	—	—	—	—
長期貸付金	—	—	300	—	—	—
合計	3,867	—	300	—	—	—

(注) 2 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	—	179	202	89	89	246

3. 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年1月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年1月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 関連会社株式	13,902	—	—	13,902
長期貸付金	—	270	—	270
長期借入金	—	807	—	807

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券のうち、上場株式については相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引しているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元金合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しておりレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は変動金利のため市場金利を反映し、信用状態が借入後大きく変化していないこと

から時価簿価が近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。当該借入金はレベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの地域別に分解した内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

日本	韓国	中国	ハンガリー	ハンガリーを 除く欧米	その他	合計
78	5,483	2,288	20,828	308	2,058	31,047

(注) 売上高は顧客の所在地を基盤として国又は地域に分類しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

4. 会計方針に関する事項(7)収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	902円47銭
1 株当たり当期純損失	67円60銭

(注) 算定上の基礎

1 株当たり当期純利益

項目	当連結会計年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月 31日)
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純損失 (百万円)	3,713
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 (百万円)	3,713
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式の期中平均株式数 (株)	54,925,171

計算書類

貸借対照表 (2025年1月31日現在)

科目	当期	前期 (ご参考)
資産の部		
流動資産	328	739
現金及び預金	133	253
売掛金	118	135
短期貸付金	—	300
その他	76	50
固定資産	30,348	30,049
有形固定資産	10	10
建物	5	5
工具、器具及び備品	14	13
減価償却累計額	△8	△7
無形固定資産	—	—
投資その他の資産	30,338	30,038
関係会社株式	28,730	28,730
関係会社社債	1,300	1,300
長期貸付金	300	—
その他	7	8
資産合計	30,677	30,788

(単位：百万円)

科目	当期	前期 (ご参考)
負債の部		
流動負債	158	32
買掛金	103	5
未払法人税等	22	1
その他	33	25
固定負債	—	—
負債合計	158	32
純資産の部		
株主資本	30,412	30,650
資本金	15,360	15,360
資本剰余金	15,306	15,306
資本準備金	15,306	15,306
利益剰余金	83	321
その他利益剰余金	83	321
繰越利益剰余金	83	321
自己株式	△338	△338
新株予約権	106	106
純資産合計	30,518	30,756
負債・純資産合計	30,677	30,788

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年2月1日から2025年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
売上高	577	454
売上原価	505	398
売上総利益	72	56
販売費及び一般管理費	340	296
営業損失 (△)	△267	△239
営業外収益	30	48
受取利息	28	30
為替差益	2	6
デリバティブ評価益	—	11
その他	0	0
経常損失 (△)	△236	△191
税引前当期純損失 (△)	△236	△191
法人税、住民税及び事業税	1	1
当期純損失 (△)	△237	△192

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年2月1日から2025年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	15,360	15,306	15,306	321	321	△338	30,650
当期変動額							
新株の発行							
当期純損失				△237	△237		△237
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	△237	△237	△0	△237
当期末残高	15,360	15,306	15,306	83	83	△338	30,412

(単位：百万円)

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	106	30,756
当期変動額		
新株の発行		
当期純損失		△237
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）		
当期変動額合計	—	△237
当期末残高	106	30,518

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式	……移動平均法による原価法
関係会社社債	……移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	3年～4年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

……… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、当事業年度末において回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

② 製品保証引当金

……… 製品の品質保証に伴う支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来発生すると見込まれる金額を計上することとしております。なお、当事業年度末において発生見込額がないため、製品保証引当金は計上しておりません。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

リチウムイオン二次電池用セパレータの販売に係る収益は、主に製造による国内及び海外への販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。これらの取引については、原則として、製品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、国内の販売については代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、海外販売については、貿易条件に基づき製品を船積した時点で収益を認識しております。

なお、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね4ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

計算書類

貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	25百万円
短期金銭債務	103百万円

取締役等に対する金銭債権債務

金銭債権	300百万円
金銭債務	一百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

売上高	21百万円
仕入高	482百万円
営業取引以外の取引高	26百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	300,375	98	—	300,473

(変動事由の概要)

増加数は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 98株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	134百万円
関係会社株式評価損	3,323百万円
その他	18百万円
繰延税金資産小計	<u>3,476百万円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△134百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△3,342百万円</u>
評価性引当額小計	<u>△3,476百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>-百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>-百万円</u>

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	W-SCOPE KOREA CO.,LTD.	大韓民国忠清北道清州市	5,300百万ウォン	リチウムイオン二次電池用セパレータの開発製造及び販売	所有直接100%	兼任1名	開発製造及び販売	製品の仕入(注)1	482	買掛金	103
								社債利息の受取(注)2	26	関係会社社債	1,300

- (注) 1 製品の仕入については、製品の市場価格から算定した価格及びW-SCOPE KOREA CO.,LTD.から提示された総原価を検討の上、価格を決定しております。
- 2 社債の金利条件については、市場金利を参考に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等との取引に関する注記

(単位：百万円)

氏名	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
崔 元根	8.86%	当社代表取締役	資金の貸付	—	長期貸付金	300

- (注) 1 貸倒懸念債権（長期貸付金）に債権分類しておりますが、担保処分見込額が債権残高を上回っているため、貸倒引当金は計上しておりません。
- 2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

日本	韓国	中国	欧米	合計
136	21	—	419	577

注) 売上高は顧客の所在地を基盤として国又は地域に分類しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 553円71銭

1 株当たり当期純損失 4円33銭

(注) 算定上の基礎

1 株当たり当期純利益

項目	当事業年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月 31日)
損益計算書上の当期純損失 (百万円)	237
普通株式に係る当期純損失 (百万円)	237
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式の期中平均株式数 (株)	54,925,171

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月1日

ダブル・スコープ株式会社
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 大矢 昇 太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田島 誠 士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダブル・スコープ株式会社の2024年2月1日から2025年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダブル・スコープ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月1日

ダブル・スコープ株式会社
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 大矢 昇 太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田島 誠 士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダブル・スコープ株式会社の2024年2月1日から2025年1月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2024年2月1日から2025年1月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に関する事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Forvis Mazars Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Forvis Mazars Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月1日

ダブル・スコープ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 須山 敦子 ㊟
 監査等委員 龍田 有理 ㊟
 監査等委員 増田 庸司 ㊟

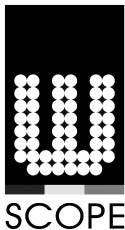
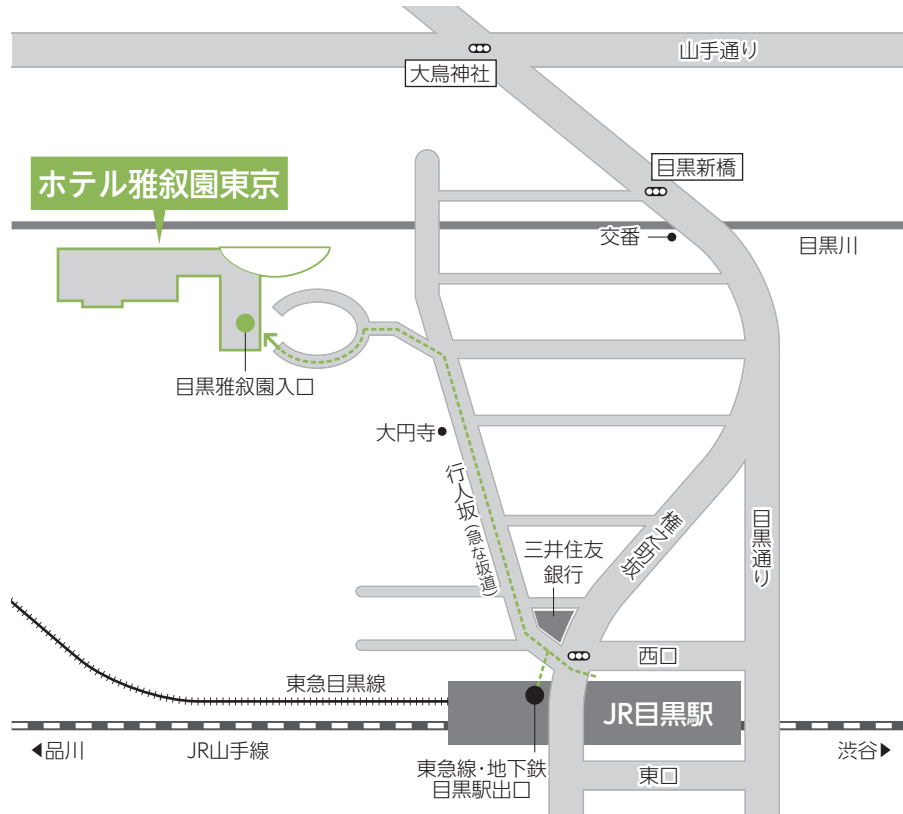
(注) 監査等委員 須山敦子、龍田有理及び増田庸司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

第20期 定時株主総会のご案内

場 所 | 東京都目黒区下目黒1丁目8番1号 **ホテル雅叙園東京「舞扇」**

交通の
ご案内 | J R山手線目黒駅西口および
東急目黒線・地下鉄南北線・都営三田線目黒駅より徒歩 **5分**



ダブル・スコープ株式会社
〒141-0022
東京都品川区東五反田1-22-6
五反田さくらビル8階



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。